

# ペットボトルの

## 集積所回収について

坂本 一夫 議員

**質問** 江戸崎地方衛生土木組合の焼却炉については、平成元年より使用が始まり、25年がたち、改築・改修、または、新築しなければならぬ時期が来ていると聞いています。

まずは、焼却炉の延命策として、ごみの減量化に向けて、現在の3種類別から、6種類別に変更し、4月1日から始まる新たな分別のうち、ペットボトルの回収方法について、再検討を願う訳です。容器包装の中で一番多いのは、ペットボトルと聞きました。ペットボトルの回収については、近くの集積所回収ではなくて、拠点回収になっています。ペットボトルは、村の指定場所に持っていくかねばなりません。なぜ、ペットボトルは、集積所回収ではなくて、拠点回収なので

すか。美浦村民にとりましても、近くの集積所回収の方が理屈に合うと考えますが、なぜ、集積所回収ができないのかをご説明願います。

**答弁(経済建設部長)**

ペットボトルの回収については、平成13年6月から拠点回収を実施しています。資料配布のとおり、公共施設や販売店店頭等の11カ所に、回収ボックスを設置しています。ペットボトルの回収は、一極集中し、回収ボックス付近に散乱しているという苦情も発生しています。昨年10月ごろから、生活環境課で毎日現地を確認し、回収しています。また、説明会等からも、拠点回収ではなくて、集積所回収に対する要望・意見等もあることも事実です。他方、近隣市

町村の状況を見てみますと、阿見町・牛久市・土浦市・龍ヶ崎市・河内町では、既に集積所回収を行っていることや、拠点回収場所が近くにないため、利便性を高める観点から、今後協議検討したいと思えます。

**質問**

近所の方からは、「缶・瓶は近くの集積所回収なのに、何でペットボトルだけが拠点回収なのですか」。また、「近隣市町村の回収状況は、どうなっているのか」。その上、容器包装にかかわる分類収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）、ペットボトルの再商品化の義務化、あるいは、環境に優しい美浦村のためにも、高齢化社会に対し、優しい村づくりのためにも、お近くの集積所まで運んでくださいという方が私は優しい自治体じゃないかなと思っています。そのような観点から、集積所回収を強く望む訳ですが、管理者である中島村長の考えをお

聞かせ願います。

**答弁(村長)**

茨城県44市町村の中では、稲敷市と美浦村が最低の分別方法だったということで、ごみ分別検討委員会を立ち上げて、先進地も視察しました。検討を重ねた結果、新たな分別として、6種類に分別し、4月1日からスタートするわけです。今回の分別方法を、第一段階として、1年間やってみて、どのような結果が出るか、第二段階はどのようにしていくのか、今後の課題であろうと思います。今、ペットボトルは、拠点回収していますが、いずれは集積所回収をしていくようになるかと思えます。

